

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2014年(平成26年)

4月7日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナース
 大阪市北区太融寺町3番24号
 日本生命梅田第二ビル3階

経産省が特別試験研究費でガイドライン 契約書、各費目の内訳書のひな型等を明示

経済産業省はこのほど、特別試験研究費税額控除ガイドラインを公表した。

平成25年度税制改正で、同制度は抜本的な拡充が図られている。総額型の控除上限が法人税額の20%から30%に引き上げられるとともに、平成25年4月1日支出分から、民間企業同士による共同研究、特定中小企業者への委託研究に係る試験研究費が、新たに対象に取り込まれている。

これまで、共同研究は、研究開発力強化法による試験研究機関等及び試験研究独立行政法人か、あるいは経産大臣の認定等を受けた大学、高等専門学校及び大学共同利用機関に限られていたが、新たに民間企業間の共同研究、技術研究組合による共同研究が追加され、大学等に関する大臣認定等の要件も廃止されている。

委託研究についても、大学等に関する大臣認定等の要件が廃止されるとともに、新たに特定中小企業者への委託研究が追加されている。

一方で、契約や協定で、研究の目的や内容などの一定事項を定め、対象金額について税理士等に監査を受けることが新たに要件として追加されている。

ここでいう監査とは、契約等に基づいた試験研究に要する費用であるか、計算誤りがないか等、財務的な観点から行われるもので、具体的には、契約書等や各費目の内訳書を税理士等に提出することになる。

法人税の申告の際には、税理士等による監査の結果、適正であった旨が記載され、その税理士等による署名又は記名押印がされた書類の写し及び相手方の確認を受けた書類の写しを申告書に添付する。

このガイドラインでは、制度の概要のほか、共同研究などにおける契約書等の記載例や、試験研究に係る費用として支出した各項目の内訳書のひな型が掲載されている。この記載例を参考に作成した契約書等や、各項目の内訳書を税理士等に提出し、対象金額に関する監査を受けることになる。

SBC Seminar

セミナー案内

『必見! 融資のポイント大公開』

日時: 2014年5月7日(水)
 8:00~9:00(開場7:45~)

講師: 日本政策金融公庫
 融資担当 伊藤 誠剛 氏

対象: 経営者、経営幹部

定員: 5名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)

※当日会場にてお渡しください
 弊社顧問契約先無料

会場: 税理士法人 SBC パートナース

名古屋支店 会議室

問合せ: 税理士法人 SBC パートナース

TEL: 052-203-1112

(担当: 野々部)

Scope

特別試験研究に係る 税額控除

特別試験研究に係る税額控除制度は、その事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるといえるものです。適用対象となるのは、「青色申告法人」で、解散や清算中の事業年度では適用は認められません。平成26年度末までは、控除上限が法人税額の30%まで引き上げられています。

【注意】 当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。